

聖籠町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月二十六日

聖籠町長 渡邊廣吉

#### 聖籠町条例第十八号

聖籠町税条例等の一部を改正する条例

(聖籠町税条例の一部改正)

第一条 聖籠町税条例(昭和三十五年聖籠町条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「申告しなかつた」を「申告をしなかつた」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第二十二条の七を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第二十二条の七 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第一号から第九号までに掲げるものに関しては、それぞれ新潟県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、法第三百十四条の七第一項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第一号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第二十二条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 所得税法第七十八条第二項第二号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

- 二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百一十七条第一号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 三 所得税法施行令第二百一十七条第一号の二に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 四 所得税法施行令第二百一十七条第二号に規定する法人に対する寄附金（法第三百十四条の七第一項第二号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 五 所得税法施行令第二百一十七条第三号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百一十七条第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 六 所得税法施行令第二百一十七条第四号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 七 所得税法施行令第二百一十七条第五号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第三百十四条の七第一項第二号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 八 所得税法施行令第二百一十七条第六号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

九 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

十 第一号から第九号までに掲げる寄附金のほか、所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の二の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、本町における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより町長が指定したもの。

2 前項の特例控除額は、法第三百十四条の七第二項に定めるところにより計算した金額とする。

第二十五条の二第一項ただし書中「第二十二条の七」を「第二十二条の七第一項及び第二項」に改める。

第二十五条の三第二項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第二十五条の四第一項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「同条第七項若しくは第八項」を「同条第八項若しくは第九項」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第四十条の十第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十九条第九項及び第十項中「第三百四十九条の三第十一項」を「第三百四十九条の三第十二項」に改める。

第五十三条第一項、第六十三条第一項及び第七十七条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第八十九条の二 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第八十七条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第九十四条の次に次の一条を加える。

（鉱産税に係る不申告に関する過料）

第九十四条の二 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第九十六条第一項及び第二百十条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百二十六条の二を第二百二十六条の三とし、第二百二十六条の次に次の一条を加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第二百二十六条の二 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第一項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場

合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

附則第六条の四を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第六条の四 第二十二条の七の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第三百十四条の七第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第二十二条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第十五条の三第一項、附則第十五条の四第一項、附則第十六条第一項、附則第十七条第一項、附則第十八条第一項又は附則第十八条の三第一項の規定の適用を受けるときは、第二十二条の七第二項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第五条の五第二項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第七条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年 度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」を「法附則第六条第四項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別

措置法」に改め、「(前年の第二十一条第一項に規定する総所得金額に係る町民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る町民税の所得割の額を控除した額とする。)」を削り、同条第二項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)」を「法附則第六条第五項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第六条第五項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第九条の二第四項中「第三十一条の規定による認定」を「第七条第一項の登録」に改める。

附則第十五条の三第三項第二号中「、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四」を「及び附則第六条の三の二第一項」に、「、第二十二條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十五条の三第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第二十二條の七第一項前段」に改め、「、同条第二項及び附則第六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十五条の三第一項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第十五条の四第三項第二号中「、附則第六条の三

の二第一項及び附則第六条の四」を「及び附則第六条の三の二第一項」に、「第二十二條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十五條の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第二十二條の七第一項前段」に改め、「同條第二項及び附則第六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十五條の四第一項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第十六條第三項第二号中「、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四」を「及び附則第六条の三の二第一項」に、「第二十二條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十六條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第二十二條の七第一項前段」に改め、「同條第二項及び附則第六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十六條第一項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第十七條第五項第二号中「、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四」を「及び附則第六条の三の二第一項」に、「第二十二條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十七條第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第二十二條の七第一項前段」に改め、「同條第二項及び附則第六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十七條第一項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第十八條第二項第二号中「、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四」を「及び附則第六条の三の

二第一項」に、「第二十二條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十八條第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第二十二條の七第一項前段」に改め、「同條第二項及び附則第六條の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十八條第一項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第十八條の三第二項第二号中「附則第六條の三の二第一項及び附則第六條の四」を「及び附則第六條の所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十八條の三第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第二十二條の七第一項前段」に改め、「同條第二項及び附則第六條の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十八條の三第一項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第十八條の五第二項第二号中「附則第六條の三の二第一項及び附則第六條の四」を「及び附則第六條の所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十八條の五第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第二十二條の七第一項前段」に改め、「同條第二項及び附則第六條の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十八條の五第一項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同條第五項第二号中「附則第六條の三の二第一項及び附則第六條の四」を「及び附則第六條の三の二第一項」に、「第二十二條の七第一項中「山林所得金額」とあるの



は「山林所得金額並びに附則第十八条の五第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第二十条の七第一項前段」に改め、「、同条第二項及び附則第六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十八条の五第三項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

（聖籠町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 聖籠町税条例の一部を改正する条例（平成二十年聖籠町条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第九項、第十六項及び第二十一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 聖籠町税条例の一部を改正する条例（平成二十二年聖籠町条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「平成二十五年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。

附則第二条第六項中「平成二十五年度」を「平成二十七年」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中聖籠町税条例第十五条第一項の改正規定、同条例第二十五条の四第一項の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。）、同条例第四十条の十第一項、第五十三条第一項、第六十三条第一項及び第七十七条第一項の改正規定、同条例第八十九条の次に一条を加える改正規定、同条例第九十四条の次

に一条を加える改正規定、同条例第九十六条第一項及び第百二十条第一項の改正規定、同条例第百二十六条の二を第百二十六条の三とし、第百二十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第一条中聖籠町税条例附則第九条の二第四項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日（平成二十三年十月二十日）

三 第一条中聖籠町税条例第二十五条の二の改正規定及び同条例第二十五条の四第一項の改正規定（「同条例第七項若しくは第八項」を「同条例第八項若しくは第九項」に改める部分に限る。）並びに次条第三項及び第四項の規定 平成二十四年一月一日

四 第一条中聖籠町税条例附則第七条の改正規定及び次条第五項の規定 平成二十五年一月一日

（町民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の聖籠町税条例（以下「新条例」という。）第二十二條の七の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四條の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金並びに新条例第二十二條の七第一項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十三年十二月三十一日までの間における新条例第十二條の七の規定の適用については、同条例第一項第九号中「第四十一條の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第四十一條の十八

の三に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

3 新条例第二十五条の二の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第七条の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、第一条の規定による改正前の町税条例（以下「旧条例」という。）附則第七条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第九条の二第四項の規定は、附則第一条第四号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条の八第四項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この条例（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる町税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る町税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。